

28

国の免除に関するヨーロッパ条約(抄)

署名 一九七二年五月一六日(バーゼル)
効力発生 一九七六年六月二一日

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国は、
欧州評議会の目的が加盟国間の一層大きな協調を
実現することであることを考慮し、
外国の裁判所において国が免除を主張することがで
きる事例を制限する傾向が国際法に存在する事実を留
意し、
一の国の他の国の裁判所の管轄権からの免除の範囲
に関する共通の規則を相互間において樹立することを
望み、かつ、他の国に対して下された判決の遵守を確
保することを目的として、
そのような規則の採択は、欧州評議会の加盟国が法
の分野で行う調和作業の進展に資するであろうことを
考慮して、
以下のとおり合意した。

第一章 管轄権からの免除

第一条(訴訟の提起及び反訴) 1 他の締約国の裁判

所において訴訟を提起し又はこれに参加する締約国
は、これらの訴訟に関して当該他の締約国の裁判所
の管轄権に服する。

2 このような締約国は、次のいずれかの反訴に関し
て他の締約国の管轄権からの免除を主張することが
できない。

- (a) 本訴の請求が基礎をおく法的関係又は事実から
生じるとき。
- (b) この条約の諸規定によれば、これらの裁判所に
おいて別個の訴訟が提起された場合においてその
締約国が反訴に関して免除を援用する権利を有し
ないとき。
- (c) 他の締約国の裁判所における訴訟で反訴を行う締
約国は、反訴に関してだけでなく本訴の請求に関し
ても、当該他の締約国の裁判所の管轄権に服する。

第二条(免除の放棄) 締約国は、次のいずれかの形で他
の締約国の裁判所の管轄権に服することを約束した
場合には、当該他の締約国の裁判所の管轄権からの
免除を主張することができない。

- (a) 国際協定によつて、
- (b) 書面による契約に含まれる明文の規定によつて、
又は
- (c) 当事者間において紛争が発生した後には与えられ
た明示の同意によつて。

第三条(黙示の放棄) 締約国は、免除を主張する以
前において、本案にかかわる手続についてならんか
の措置をとる場合には、他の締約国の裁判所の管轄
権からの免除を主張することができない。ただし、
当該締約国は、そのような措置をとった後に至るま
で免除の主張が依拠することができる事実を知るこ
とができなかったことを裁判所に対して証明する場
合には、可能な限り速やかにこのことを行う限りに
おいて、このような事実に基づく免除を主張するこ
とができる。

2 締約国が免除を主張するために他の締約国の裁判
所に出廷する場合には、免除を放棄したものとみな
さない。

第四条(法廷地で履行されるべき契約) 1 第五条の
規定に従うことを条件として、締約国は、訴訟が契
約によれば法廷地国の領域において履行されるべき
当該締約国の義務に係るものである場合には、他の
締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張するこ
とができない。

- 2 1は、次の場合には適用しない。
- (a) 国の間で締結された契約の場合
- (b) 契約当事者が書面により別段の合意を行った場
合
- (c) 国がその領域において締結された契約の当事者
であつて、国の義務がその行政法によつて規律さ
れる場合

第五条(雇用契約) 1 締約国は、訴訟が当該締約国と
個人の間の雇用契約に係るものであつて、業務が法
廷地国の領域において行われるべきものである場合
には、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主
張することができない。

- 2 1は、次の場合には適用しない。
- (a) 訴訟が提起されるときにおいて当該個人が雇用
国の国民である場合
- (b) 契約が締結されたときに、当該個人が法廷地国
の国民でなく、又は法廷地国に常居所を有さな
かつた場合
- (c) 契約当事者が書面により別段の合意を行った場
合。ただし、法廷地国の法によればその裁判所が
訴訟物を理由として排他的管轄権を有する場合は、
この限りでない。

3 業務が第七条に規定する事務所、代理店又はその
他の施設のために行われる場合には、この条の2(a)
及び(b)の規定は、契約が締結されたときにおいて当
該個人が雇用者たる締約国に常居所を有した場合に

限り適用する。

第六条(会社等への参加) 1 締約国は、所在地、登録
された事務所又は主たる営業の場所を法廷地国の領
域に有する会社、組合又はその他の法人に一又は二
以上の私人とともに参加する場合であつて、訴訟が
この参加から生じる事項に関して当該国を、一方の当
事者とし当該法人又はその他のいずれかの参加者を
他方の当事者とする関係に係るものである場合には、
他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張する
ことができない。

- 2 1は、書面による別段の合意がある場合には適用
しない。
- 第七条(法廷地にある事務所等を通じる営業活動) 1
締約国は、法廷地の領域に事務所、代理店又はそ
の他の施設を所有し、かつそれらを通じて私人と同
じ方法によつて工業上、商業上又は金融上の活動に
従事する場合であつて、訴訟がこれらの事務所、代
理店又は施設に活動に係るものである場合には、他
の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張するこ
とができない。
- 2 1は、すべての紛争当事者が国である場合又は当
事者が書面により別段の合意を行った場合には、適
用しない。

第八条(無体財産権) 締約国は、訴訟が次の事項に
係るものである場合には、他の締約国の裁判所の管
轄権からの免除を主張することができない。

- (a) 特許、工業デザイン、商標、サービスマーク又
はその他の類似の権利であつて、法廷地国におい
て適用され、登録され若しくは寄託され、又はそ
の他の形で保護され、かつそれに関して当該国が
申請者又は所有者であるもの
- (b) 法廷地国の領域において、第三者に属する(a)に
いう権利であつて法廷地国において保護されるも
のに対して、当該国が行つたと主張される侵害
- (c) 法廷地国の領域において、第三者に属する著作

権であつて法廷地国において保護されるものに対して、当該国が行つたと主張される侵害

(d) 法廷地国において商号を使用する権利

第九条(不動産) 締約国は、訴訟が次のものに係る場合であつて、当該財産が法廷地国の領域内にある場合には、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

(a) 当該国の不動産に関する権利若しくは利益又は不動産の使用又は所有から生ずる当該国の義務

(b) 不動産に関する権利若しくは利益又は不動産の使用又は所有から生ずる当該国の義務

第一〇条(相続) 贈与等 締約国は、訴訟が相続、贈与又は無主物先占から生ずる不動産又は不動産に関する権利に係るものである場合には、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

第一条(損害賠償) 締約国は、人に対する侵害又は有体財産に対する損害の救済であつて、侵害又は損害を生ぜしめた事実が法廷地国の領域で発生し、かつこれらの事実が発生したときに侵害又は損害の加害者が当該領域に存在したものに係る訴訟においては、他の締約国の裁判所の管轄権からの免除を主張することができない。

第二条(仲裁合意) 1 締約国が民事若しくは商事

の事項から生じ又は生じることのある紛争を仲裁に付託することを書面をもって合意した場合には、当該国はその領域において若しくはその法に従つて仲裁が実施され又は実施されることとなる他の締約国の裁判所の管轄権からの免除、次の事項に係るいづれかの訴訟に関しては、主張することができない。

(a) 仲裁合意の効力又は解釈

(b) 仲裁手続

(c) 仲裁裁定の破棄

ただし、仲裁合意が別段の定めをする場合は、この限りでない。

2 1は、国の間の仲裁合意には適用しない。

第一条(第一) 締約国は、他の締約国の裁判所に係属中の訴訟であつて自国が当事者でないものにおいて、訴訟物である財産に権利又は利益を有する主張し、かつ訴訟が当該締約国に対して提起されたならば免除の資格を有する事情にある場合には、第一条1は適用しない。

第二条(財産管理) この条約のいづれの規定も、締約国の裁判所が信託財産又は破産財産のような財産を管理し、監督し又は管理の取決めを行うことを、他の締約国が当該財産に権利又は利益を有することを、そのを理由として、妨げるものと解釈してはならない。

第三条(免除の原則) 締約国は、訴訟が第一条から第四条までの範囲内に入らない資格を有する。当該締約国の管轄権からの免除の資格を有する。当該締約国の裁判所は、当該締約国が出廷しない場合であっても、このような訴訟を受理することを拒絶する。

第二章 手続規則

第一条(文書の送達) 1 締約国に対する他の締約国の裁判所における訴訟においては、次の規則を適用する。

2 法廷地国の権限のある当局は、次の文書を外交経路を通じて被告たる国の外務省宛に、発出については適当な場合には権限のある当局宛に送付する。

3 訴訟を提起する文書の原本又は写し

4 訴訟において被告であつた国に対して欠席裁判によつて下された判決の写し

5 これらの文書には、被告たる国の公用語又は公用語の二の翻訳を添える。

6 2にいう文書の送達は、外務省がこれらを受領することによつて行われたものとみなす。

4 6 締約国が出廷しなかつた場合には、訴訟を提起する文書が2に従つて送付されたこと、並びに4及び5が定める出廷の期限が遵守されたことが証明された場合にのみ、当該締約国に対する欠席裁判による判決を下すことができる。

7 締約国が2に従つて送付されたこと、並びに4及び5が定める出廷の期限が遵守されたことが証明された場合にのみ、当該締約国に対する欠席裁判による判決を下すことができる。

第八条(保証金等)

第九条(重訴訟の排除)

第三章 判決の効力

第一条(判決の履行) 1 締約国は、次の場合に他の締約国の裁判所が下した敗訴判決を履行する。

(a) 第一条から第三条までの規定に従つて当該締約国の管轄権からの免除を主張できず、かつ、

(b) 欠席裁判で下された場合に判決を破棄することができないかまたは破棄することができない場合

又は判決が上訴その他の通常の再審理の手続若しくは取消しの手続に服さないかまたは服さない場合。

2 ただし、締約国は、次のいづれかの場合には、そのような判決を履行する義務を負わない。

(a) 判決を履行することが当該国の公的政策に明らかに反する場合、又は事情によりいづれかの当事者が公正に主張を提出する妥当な機会をもたなかつた場合

(b) 第六条の規定が遵守されず、かつ当該国が出廷しなかつた場合

(c) 第六条の規定が遵守されず、かつ当該国が出廷しなかつた場合

3 更に、第一〇条が定める場合においては、締約国は、次の場合には判決を履行する義務を負わない。

(a) 敗訴した国において適用される管轄権の規則(この条約の附属書に規定するものを除く)を適用するならば、法廷地国の裁判所が管轄権を行使

する資格を有しなかつた場合

(b) 裁判所があつた国際私法規則に従はず適用されるべきであつた法とは異なる法を適用することによつて、これらの規則が決定する法を適用することによつて到達するべき結論とは異なる結論に到達した場合は、法廷地国との間で判決の承認及び執行に関する合意によつて拘束され、かつ判決が管轄権及び適当な場合には適用法に関する合意の要件を満たしている場合には、上の(a)及び(b)に定める拒否の根拠を援用することができない。

第二条(判決の不履行) 1 締約国が敗訴の判決が下され、かつ当該締約国が判決を履行しない場合には、判決を援用することを望む当事者は、第二〇条に従つてこの判決が履行されるべきかどうかの問題について、当該締約国の権限のある裁判所の決定を受ける資格を有する。敗訴判決を受けた国もまた、その国の法がこれを認める場合には、この裁判所に対して訴訟を提起することができる。

2 第二〇条の適用のために必要とされることがある限りを除いて、当該国の権限のある裁判所は、判決の本案を再審理してはならない。

3 4 締約国は、法廷地国との間で判決の承認及び執行に関する合意によつて拘束され、かつ判決が管轄権及び適当な場合には適用法に関する合意の要件を満たしている場合には、上の(a)及び(b)に定める拒否の根拠を援用することができない。

第三条(和解の履行) (略)

第四条(強制執行等の免除) 締約国の財産に対しては、他の締約国の領域においていかなる強制措置又は予防措置もとられてはならない。ただし、当該締約国が、いづれかの特定の事件において書面により明文をもつてこのことに同意した場合には、この同意の範囲内においては、この限りでない。

第五章 選択規定

第二十四条(非締約国が免除されない場合) 第二十五条(第二十四条の宣言を行つた場合) (略)

第二十六条(強制執行等の免除の例外) (略)

第二十七条(国とは別個の法人格を有する法人) 1 この条約の適用上、「締約国」とは別個の法人格を有するいづれかの法人であつて締約国とは別個の法人格を有するいづれかの法人が公的職務を委託されている場合であつても、これを含まない。

2 第一項においていづれかの法人に対しては、私人に對するのと同じ方法によつて、他の締約国の裁判所において訴訟を提起することができる。ただし、裁判所は当該法人が主権的権威の行使として行つた行為(ultra vires actus)については、訴訟を受理することができない。

3 このようないづれかの法人に対しては、訴訟が締約国に対して提起されたならば裁判所が管轄権を有する状況においては、これらの裁判所においていつでも訴訟を提起することができる。

第二十八条(連邦国の構成国) 1 第二十七条の規定を害することなく、連邦国の構成国は、免除を享受しない。ただし、この条約の締約国である連邦国は、欧州評議会事務総長に宛てた通告によつて、その構成国が締約国に適用されるこの条約の規定を援用することができる。かつ同じ義務を負うものと宣言することができる。

第二十九条(社会保障への不適用) 第三〇条(船舶及び海運への不適用) 第三一条(軍隊の特権免除) 第三二条(外交使節等の特権免除) (略) 第三三条(特定分野の他の国際合意) 第三四条(紛争の解決) 1 この条約の解釈又は適用に関して二又はそれ以上の締約国の間に生じること

のあるいかなる紛争も、紛争の一の当事国による請求によつて又は特別合意によつて、国際司法裁判所に提起する。ただし、当事国が紛争の平和的解決の異なる手段について合意する場合はこの限りでない。

第三五条(この条約の時間的適用範囲) (略) 第六章 最終規定

第三六条(署名、批准及び効力発生) 第三七条(欧州評議会非加盟国の加入) (略) 第三八条(領域的適用範囲) 第三九条(留保) この条約に対しては、いかなる留保も許容しない。

第四〇条(廃棄) 第四一条(被寄託者による通知) (略) 附属書(選択規定が定める管轄権の基礎) (略) 追加議定書(ヨーロッパ法廷の設立) (略)